

学校生活上の規定

生徒は本校の教育目標をよく理解し、本校生徒としての誇りと自覚をもって、明るく秩序ある生活を送るように努めなければならない。

大洗高校生活 5 訓

- ・よく考えて行動すること（やってよいこと悪いこと）
- ・他人に迷惑をかけないこと
- ・自分の行動、言動に責任を持つこと
- ・ルールや規則を守ること（自分勝手なルールや判断をしないこと）
- ・他人を思いやる心を持つこと

1 生徒心得

（1）学習

ア 生徒の本分は学習にあることをわきまえ、人格の向上に努める。

イ 予習・復習を心がけ、自主的な勉学の習慣を身につける。

（2）欠席・遅刻・早退・忌引の手続きについて

ア 欠席・遅刻・早退・忌引については、事前に保護者等が届け出ること。

イ 授業中に止むを得ず退出する場合は、必ず授業担当者に許可を得ること。無断で授業を欠課したり離脱したりした場合は、指導を行う。

ウ 病欠欠席が1週間以上に及ぶ時は、医師の診断書を添えて届け出ること。

エ 忌引日数は以下のとおりとする。

父母（7日） 祖父母・兄弟・姉妹（3日） 伯叔父母・曾祖父母（1日）

（3）風紀規律

ア 許可なく禁止された場所に入らない。

イ 公共物を大切にし、建物・器具・樹木等を傷つけない。

ウ いかなる場合にも暴力行為は絶対にしてはならない。

エ 上履き・下履きの区別をする。

オ 登校後は許可なく校外に出ない。

カ 金銭・教材・教具の貸借はしない。

キ 教室又は教具を使用する場合は、その管理責任者の許可を得て使用する。使用後は整頓のうえ使用済みの連絡をする。

ク 男女の交際は、節度ある態度を保持するよう心がけること。

（4）所持品

ア 所持品には必ず氏名を明記すること。

イ 貴重品・金銭等はロッカー内に保管し、鍵をかけること。

ウ 必要な物以外は学校に持参しないこと。

エ 自分の物は、自分で管理し、学校には物を置いて帰らないこと。

オ 登校の際は必ずカバンを持ち手ぶらで登校しないこと。

2 校則

(1) 服装

- ・学校所定の制服を変形させたり、着崩したりせず着用すること。
- ・通学時はサンダルやスリッパではなく、靴を履くこと。
- ・制服を着用することが困難な場合は、「異装届」(生指様式4)を提出すること。

(暑さ対策)

- ・土曜、日曜、祝日並びに長期休業中の部活動の際の登下校についてはジャージでの登下校を認める。

(寒さ対策)

- ・ニットベスト、ニットセーター、カーディガンは学校指定のものに限り認める。
- ・黒タイツの着用を認める。
- ・原則防寒着は、教室では着用しないこと。
- ・原則教室内に限り、ひざ掛けの使用を認める。

夏服

- ・白ワイシャツ
- ・(ニットベスト、ニットセーター、カーディガン)
- ・夏用スラックスまたは夏用スカート
- ・ベルト

冬服(10月1日～5月31日)

- ・ブレザー、校章
- ・ネクタイ
- ・白ワイシャツ
- ・(ニットベスト、ニットセーター、カーディガン)
- ・冬用スラックスまたは冬用スカート
- ・ベルト

※夏服は6月1日の前後2週間、冬服は10月1日の前後2週間を衣替えの移行期間とする。

(2) 頭髪

- ・常識的客観的な観点で他人に不快感を与えない清潔感ある髪型とすること。
- ・パーマ、カール、染色、脱色、エクステンション等の加工を一切しないこと。

(3) その他

- ・カラーコンタクトを含む化粧をしないこと。
- ・アクセサリ(ネックレス、ペンダント、指輪、ピアス等)を身に着けないこと。

- ・ 刺青、タトゥーを入れないこと。

(4) スマートフォン・タブレット

トラブルやいじめが頻発していることを認識し、家庭スマホのルールを守る等、保護者の監督責任において使用すること。

- ・ 式典や集会、授業中は電源を切る、またはマナーモードにして使用しないこと。
- ・ 授業中の使用は、授業担当者の指示場面のみとする。
- ・ 考査期間中は、SHRでスマートフォン等を預け、考査時間中は所持しないこと。

(5) 交通関係

(自転車について)

- ・ 通学に自転車を使用する場合は「自転車通学届」(生指様式6)を提出すること。
- ・ 学校に乗り入れる自転車には、届け出の後に交付されるステッカーを後輪カバーに貼ること。
- ・ 駐輪場では盗難防止のため必ず施錠すること。
- ・ 自転車損害賠償責任保険への加入とヘルメットの着用を推奨する。

(原動機付自転車について)

- ・ 免許取得にあたり、授業に支障をきたす日時に教習を受けないこと。
- ・ 原動機付自転車免許を取得した場合は、「原付運転免許取得届」(生指様式7)を提出すること。
- ・ 原則通学に使用しないこと。
- ・ 通学が困難な交通不便地域に居住する生徒で、別に定める条件すべてに当てはまる生徒は原動機付自転車での通学を認める。

(通学許可条件)

- ・ 通学に使用する原動機付自転車は一切の改造をしないこと。
- ・ 自賠責保険及び任意保険に加入すること。
- ・ フルフェイスのヘルメットを着用すること。
- ・ 「原付通学許可願」(生指様式9)を提出すること。
- ・ 許可式に保護者等とともに出席し、許可を受けること。
- ・ 自宅から本校までの距離が目安8km以上であること。
- ・ 部活動(同好会は不可)に加入して、顧問の承認を得ていること。
- ・ 原動機付自転車による通学は2学年の4月以降とすること。

(電動キックボード等について)

- ・ 通学に電動キックボード等を使用しないこと。

(自動二輪車について)

- ・ 自動二輪車の運転免許は原則取得しないこと。

(四輪自動車について)

- ・免許取得にあたり、授業に支障をきたす日時に教習を受けないこと。
- ・自動車運転免許を取得する場合は、「運転免許取得許可願」（生指様式8）を提出すること。
- ・通学に使用しないこと。
- ・自動車学校への入学は、3 学年 2 学期中間考査終了後より認める。ただし合宿で免許を取得する場合は2 月以降とすること。
- ・免許取得後は保護者同乗時以外、自動車を運転しないこと。

（6）アルバイトについて

- ・学業が疎かになったり、生活リズムが崩れたりしない範囲とすること。
- ・アルバイトは1 学年の1 学期終業式以降から認める。
- ・アルバイトを実施する場合は、「アルバイト実施届」（生指様式5）を提出すること。
- ・午後 10 時までには必ず帰宅すること。
- ・風俗営業及び危険が伴う内容のアルバイトはしないこと。
- ・考査 1 週間前から考査期間中のアルバイトはしないこと。

3 指導について

校則違反または法令に反する行為があった場合には、行為の性質、反省態度、周囲への影響等を総合的に鑑み指導内容を決定する。

・飲酒、喫煙	・薬物使用	・窃盗、万引き	・危険物所持
・喧嘩、暴力	・脅迫、恐喝	・器物損壊	・交通関係違反
・生活の乱れ	・不正行為	・迷惑行為	・スマホの不適切使用
・いじめ	・指導拒否	・授業妨害	・教職員に対する暴言暴力 等

学校教育法施行規則 13 条から一部抜粋

懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 校則の見直しについて

社会通念の変化に考慮し、生徒の意見、保護者の意見を踏まえつつ本校関係者全体で合意形成を図りながら随時行う。